

[illegible]

		Ⅰ 令和6年度就学援助制度の実施について																																		
		1. 就学援助制度の周知方法																																		
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)											(3) 就学援助(要保護・必要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助(要保護・必要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)										
都道府県	市区町村	ア 教育委員会のウェブサイト	イ 自治体の広報誌等	ウ 校内の掲示等	エ 就学援助制度の周知の取組を記載	オ 学校等に就学援助制度の周知の取組を記載	カ 入学時等に就学援助制度の周知の取組を記載	キ 毎年、就学援助制度の周知の取組を記載	ク 児童センター等から案内を配布	ケ 教育委員会から案内を送付	コ その他	(2) (1)のウの内容					(4) (3)のオの内容・補足事項								(6) (5)のクの内容								(8) (7)のケの内容			
81	81	49	53	27	29	50	48	61	4	3	12	12	3	2	35	9	4	4	5	35	23	9	9	9	9	4	4	34	3	19	30	4	10	10		
福岡県	宮富町		○			○		○							○					○									○							
福岡県	上毛町		○	○	○	○		○							○					○											○					
福岡県	笠上町	○	○		○	○	○	○		○	○	子育て・健康支援課の窓口で、児童扶養手当申請時に配布。 毎学期学校で配布			○				○	○	○							○								
福岡県	宮富町外一市 中学校組合		○			○	○	○							○					○											○					

[illegible]

[illegible]

都道府県	市区町村	1 令和6年度就学援助制度の実施について																																						
		2 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び要保護)																																						
		令和6年7月時点の市区町村の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																																						
		＜小学校＞(1)実施・検討状況について		＜小学校＞(3)(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期	＜小学校＞(4)(1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回答している場合は最初の時期)	＜小学校＞(5)(1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する届出方法(あてはまるもの全てに○)		＜小学校＞(6)(5)のコの内容	＜小学校＞(7)(4)でア、イ、ウ、エに○をした場合、(入学前支給の)①:通知時期、②:申請期日、③:(アの場合)支給時期	＜小学校＞(8)(1)でウと回答した場合のその理由(あてはまるもの全てに○)	＜小学校＞(9)(8)のエ及びオの内容																													
		ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ、入学前支給を行っていない	エ、そもそも入学用品が不要	オ、そもそも入学用品が不要でないが、入学前支給を行っていない	カ、その他	＜小学校＞(2)(1)のオの内容	ア、令和6年度(令和6年度新入学分)以前	イ、令和6年度(令和7年度新入学分)以降	ウ、令和7年度(令和8年度新入学分)以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月(入学式前)	ア、教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ、自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ、就学案内に記載又は就学案内の裏面とともに配布	エ、就学案内の際に案内を配布	オ、学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ、市内の幼稚園や保育所に案内を配布	キ、市内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布(配布する場所など)	ク、長生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、小学校入学予定者がいる家庭へ案内を交付	コ、その他	＜小学校＞(6)(5)のコの内容	＜小学校＞(7)(4)でア、イ、ウ、エに○をした場合、(入学前支給の)①:通知時期、②:申請期日、③:(アの場合)支給時期	ア、予算の確保が困難だから	イ、短期間で回数が増えるから	ウ、認定返金に時間がかかるから	エ、認定返金の負担が大きいから	オ、(入学)前、その後の内部手続に必要となるから	＜小学校＞(9)(8)のエ及びオの内容	
81	81	56	2	1	0	0	2	2	56	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	46	1	47	47	22	24	35	3	7	1	12	6	6	0	0	0	0	1	0	1
福岡県	吉富町	○							○											○		○				○														
福岡県	上毛町	○							○											○			○																	
福岡県	築上町	○							○											○		○	○																	
福岡県	吉富町外一市中学校組合						○	小学校設置無																																

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

		1 令和6年度就学援助制度の実態について																							4. 就学援助率			
		3. 就学援助制度の振替規定・認定基準について																										
		(1) 令和6年度当初における事業保護の認定基準(該当するものを○)																										
都道府県	市区町村	ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村市民税の非課税	ウ 市区町村住民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険料の保険料の免除または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状況が悪い者、延長、破産等が悪い者または学習用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状況がきわめて悪いと認められるもの	シ 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定である者	セ 生活保護認定による要件が認められる者	ソ 生活保護の認定基準に一定の係数を乗じたもの	タ 生活保護の認定基準に一定の係数を乗じたもの	チ 特別支援教育助費(所定)または特別支援教育助費(所定)に一定の係数を乗じたもの	ツ 市区町村市民税(所得割)または市区町村住民税(所得割)に一定の係数を乗じたもの	テ 市区町村住民税(所得割)または市区町村住民税(所得割)に一定の係数を乗じたもの	ト、その他	(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合	(3)(1)でツに○をした場合	(4)(1)でトと回答した場合、その他の基準の内容		(5)補足事項	令和5年度	
																							係数(倍率)	係数(倍率)				
																							倍	倍				
81	61	42	38	29	23	24	38	15	9	15	16	13	13	18	18	27	19	1	9	10	11	57	9	11		2		61
福岡県	宇美町	○	○	○		○	○			○	○				○	○							1.3				個別の所得合計から社会保険料・生命保険料・地震保険料を差し引いた所得金額の合計金額で算定している	25%未満
福岡県	篠栗町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○							1.3					25%未満
福岡県	志免町	○	○	○	○	○	○			○	○					○							1.3					15%未満
福岡県	須惠町	○	○	○		○	○	○						○		○					○	1.3				・世帯更生活付補助金による貸付け ・その他、学校長が、特に必要と認める者	15%未満	
福岡県	新宮町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					○	1.4				その他教育委員会が特に必要と認める者	10%未満	
福岡県	久山町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1.3					15%未満	
福岡県	粕屋町	○	○	○		○	○	○					○	○	○	○						1.3					20%未満	
福岡県	戸塚町															○						1.3					30%未満	
福岡県	水巻町	○															○					1.25					35%未満	
福岡県	田垣町	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○					○	1.25						15%未満
福岡県	遠賀町		○														○					1.35						25%未満
福岡県	小竹町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						1.5						30%未満
福岡県	桂手町	○	○	○	○		○									○						1.5						30%未満
福岡県	桂川町																○					1.5						30%未満
福岡県	筑前町	○	○		○		○									○						1.25						20%未満
福岡県	夏峰村	○	○	○			○	○					○	○	○		○					1.3						10%未満
福岡県	大刀洗町	○			○	○	○										○				○	1						20%未満
福岡県	大木町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○						1.3						15%未満
福岡県	広川町																○					1.3						20%未満
福岡県	香春町															○						1.3						40%未満
福岡県	添田町															○						1.2						30%未満
福岡県	糸田町	○	○				○									○						1.2				児童扶養手当受給者は1.3倍	50%未満	
福岡県	川崎町															○						1.3						50%未満
福岡県	大任町															○						1.3						40%未満
福岡県	赤村															○						1.3						40%未満
福岡県	福智町	○														○						1.1						45%未満
福岡県	苅田町	○	○	○	○	○	○							○		○						1.3						15%未満
福岡県	みやこ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5						35%未満

		1 令和6年度就学援助制度の実施について																												4. 就学援助率
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																												
		(1) 令和6年度当初における事業保護の認定基準(該当するもの全てに○)																												
都道府県	市区町村	ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村市民税の減免	ウ 市町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク PTA会費、学納費等の学校納付金の減免が行われている者	ク 職人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金に納付状況の悪い児童、生徒、保護者が多い者	シ 経済的困難による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定である者	セ 生活保護受給者	ソ 生活保護受給者	タ 生活保護受給者	チ 特別児童扶養手当受給者	ツ 市区町村税(所得税等)の減免	テ 市区町村税(所得税等)の減免	ト、その他	(2)(1)で「ナ」又は「シ」に○をした場合	(3)(1)で「ナ」に○をした場合	(4) (1)で「ト」と回答した場合、その他の基準の内容				(5) 補足事項	令和5年度	
																							係数(倍率)	係数(倍率)						
81	81	82	32	29	22	24	32	15	9	15	16	13	13	12	16	27	12	1	2	10	11	27	2	11				2	81	
福岡県	宮富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3							20%未満	
福岡県	上毛町	○	○	○	○	○	○		○												○			遺族年金を受給しているため、児童扶養手当等の支給が不可					20%未満	
福岡県	笠上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5							25%未満	
福岡県	宮富町外一市 中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3							20%未満	

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]